

## 第2章 平常時（発災前）の対応

### 第1節 平常時（発災前）

#### 1 計画等の策定・見直し

調布市地域防災計画の被害想定等を踏まえ、発災後、速やかな対応がとれるよう「調布市災害廃棄物処理計画」を策定する。平常時、初動期、応急対策期、災害復旧・復興期に区分し、策定後も、研修や訓練を通してその内容や機能性を確認し、また全国各地で発生した災害に伴う廃棄物の処理の経験を踏まえ記載内容を見直し、実効性を高めていく。

#### 2 災害対策本部の体制

災害時には、地域防災計画に基づき、「調布市災害対策本部」（以下「災害対策本部」という。）を設置する。災害廃棄物処理は、災害対策本部により設置された災害対策環境部清掃班が、災害対策関係部と連携して実施する。図 2-1，表 2-1 において、発災後の体制や事務分掌について整理する。

図 2-1 調布市災害対策本部

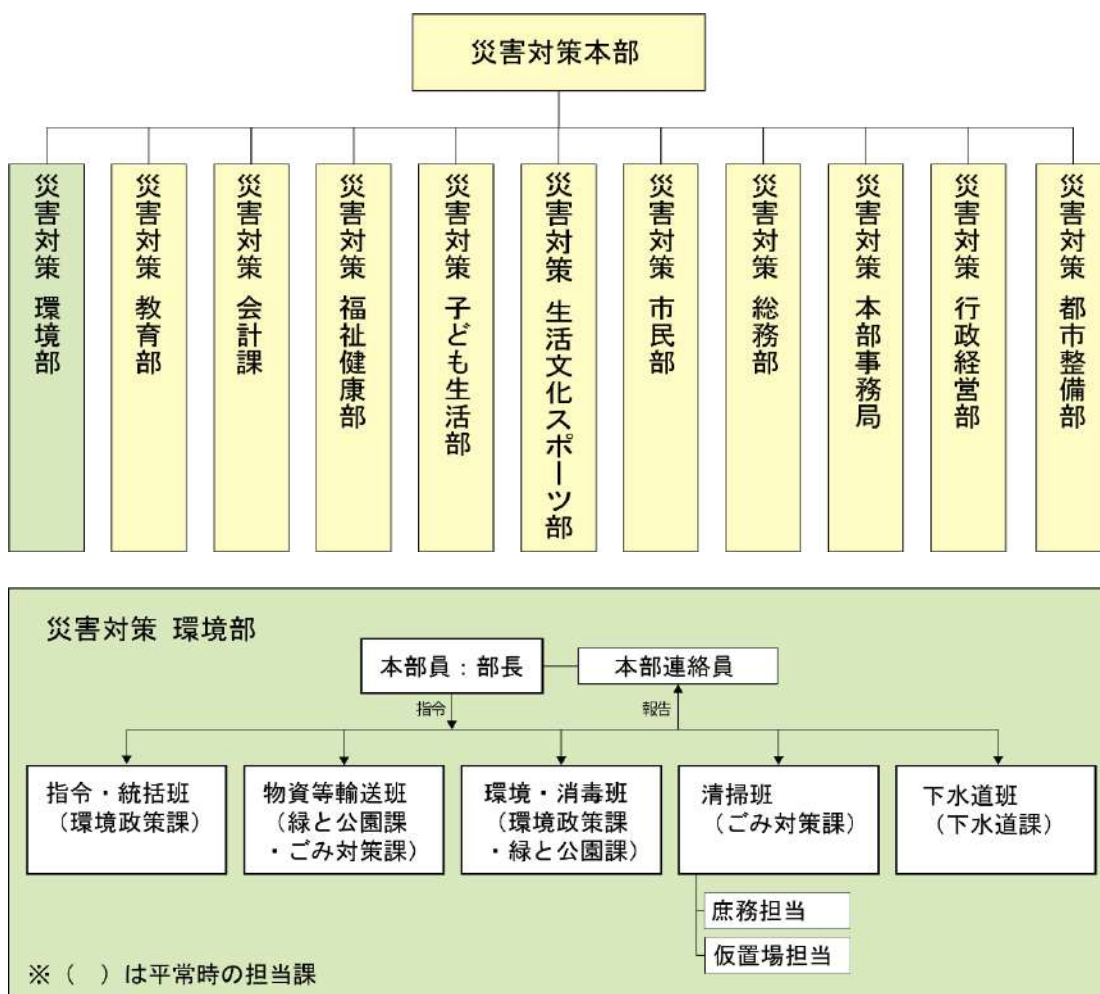


表 2-1 災害対策環境部の業務分掌

班・担当		事務分掌
清掃班	庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 班内の全体管理</li> <li>・ 班内の庶務</li> <li>・ 生活ごみ・避難所ごみの収集・処理</li> <li>・ 災害廃棄物の発生量推計</li> <li>・ 市民（広報）・ボランティア対応</li> <li>・ 補助金業務</li> </ul>
	仮置場担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地及び避難所のし尿収集・処理</li> <li>・ 仮置場の設置・運営・管理</li> <li>・ 災害廃棄物の収集運搬</li> <li>・ 災害廃棄物の処理・処分先の確保</li> </ul>

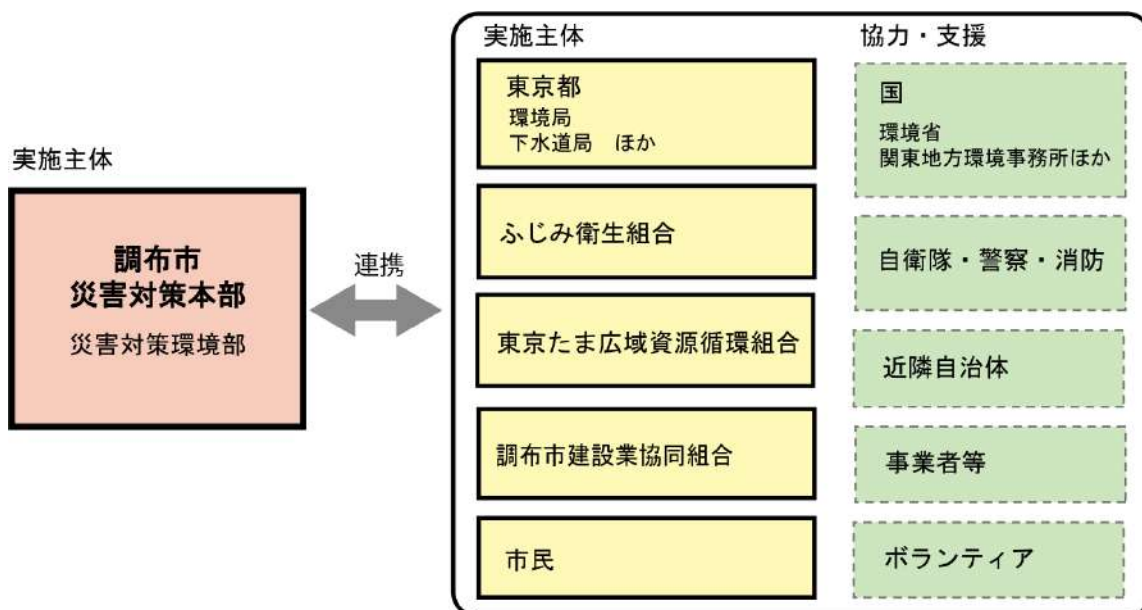
出典「調布市地域防災計画」（令和3年 調布市）から抜粋

### 3 関係機関との連携

#### (1) 協力・支援

本市は、他の実施主体等（都，近隣自治体，事業者，市民）との協力・連携体制により災害廃棄物の処理を行う。また，状況により，国（環境省等），自衛隊，消防，警察及び他自治体等とも連携して対応にあたる。協力・支援等の連携のイメージを図 2-2 に示す。

図 2-2 災害廃棄物処理に係る連携のイメージ



都，近隣自治体とは，災害規模に応じて調整のうえ，表 2-2 の協定に基づき相互支援に取り組む。

表 2-2 東京都・近隣自治体との災害協定一覧

協定名	協定内容	締結日	締結先
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	避難所等から発生するし尿の搬入及び受入れ	平成 21 年 7 月	東京都 下水道局 流域下水道本部
多摩地域ごみ処理 広域支援体制実施協定書	ごみ処理施設等に緊急事態等が生じた場合における相互支援	令和 2 年 4 月 1 日	多摩地域 26 市 3 町 1 村 一部事務組合 8 組合

## (2) 事業者との協定

本市では、災害時に事業者からの協力が得られるよう、事業者との間に協定を締結している。平常時から協定の締結を更に進めるとともに、協定内容の点検や見直しを図り、発災時に向けた協力体制を推進する。事業者との災害時協定一覧を表 2-3 に示す。

表 2-3 事業者との災害協定一覧

協定名	協定内容	締結日	締結先
災害時における応急対策の協力に関する協定書	災害時における 人員・機械の出勤	昭和 57 年 7 月 1 日	調布市建設業 協同組合
災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	災害廃棄物の運搬及びし尿の収集運搬・処理・処分	令和 4 年 8 月 1 日	(株)調布清掃
			(株)吉野清掃

## (3) 建設業協同組合との連携

調布市建設業共同組合とは、損壊家屋の解体等において連携を図る。表 2-4 に記載されている内容について、あらかじめ双方で確認・検討する。

表 2-4 損壊家屋の解体廃棄物の処理の事前準備

事項	詳細
標準単価の設定	・公費解体を発注するための単価について一定の目安を設定
管理手順	・管理項目の抽出と、管理手順をフロー図などにより確認
分別ルール	・品目ごとに解体時に分別するか、仮置場又は処理事業者で分別するか、効率がよい分別のルール化
石綿対策	・解体前の調査が可能な有資格者の確保方法 ・石綿含有建材の取扱い ・石綿の飛散防止対策

出典「平成 28 年熊本地震災害廃棄物処理の記録」（令和 2 年 熊本市）を一部編集

#### (4) ボランティアとの連携

災害廃棄物の処理を円滑に進め、早期の復旧・復興のためには、ボランティアによる協力が不可欠である。発災時にボランティアの協力が得られるよう、平常時から、分別の必要性や排出方法等について、調布市社会福祉協議会等との連携を進める。

また、発災時は必要な情報の伝達が迅速にできるように、あらかじめ市民向けの広報を利用するために雛形を整理する。災害時の主な広報の手段の例、広報の作成ポイント及び雛形の例については、「市民への広報」（資料編 p.15）に示す。

## 4 共同処理体制の整備

災害廃棄物処理は原則として平常時と同様に、ふじみ衛生組合とその構成市である三鷹市と連携して処理を行う。最終処分も、原則として平常時と同様に東京たま広域資源循環組合とその構成市と連携して資源化処理を行う。処理施設の詳細を表2-5に示す。

表 2-5 市内の一般廃棄物 処理・処分施設

	運営主体	施設名	所在地	対象品目
中間処理施設	ふじみ衛生組合	クリーンプラザふじみ	調布市深大寺東町7丁目50番地30	燃やせるごみ
		リサイクルセンター※		燃やせないごみ 粗大ごみ
最終処分施設	東京たま広域資源循環組合	エコセメント化施設	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地(二ツ塚処分場内)	焼却残さ(焼却灰)

発災時に、円滑かつ迅速な立ち上げをし、災害の規模や種別に合わせた対応を行うため、災害廃棄物の収集・運搬から処理・処分までのフローにおいて、本市、ふじみ衛生組合とその構成市である三鷹市、東京たま広域資源循環組合とその構成市の間であらかじめ確認・検討しておく。確認・検討事項を以降に示す。

※ ふじみ衛生組合では、施設の老朽化に伴いリサイクルセンターの新施設の整備を計画し、令和9年度中の竣工を目標としている。(令和5年8月ふじみ衛生組合「リサイクルセンター整備実施計画」)

#### <確認・検討事項>

- 被災現場・仮置場（集積所を含む。）から処理・処分先に直接搬入する場合の受入条件（種類・性状）
- 戸別収集から直接搬入する場合の車両の種類・大きさ等の条件
- 仮置場での分別区分（被災現場等から処理・処分先にそのまま搬入可能な分別区分を設定する。片付けごみは、原則として家庭のごみの性状と同様のものに限る。）
- 生活ごみ・避難所ごみ（携帯トイレ，簡易トイレを含む。）の収集・運搬体制の構築，処理・処分先の調整
- 仮置場（集積所を含む。）から搬入する場合の車両の種類・大きさ等の条件
- 仮設トイレのし尿の収集・運搬体制の構築，処理処分先の調整

被害状況により，表 2-5 に記載の施設において処理が困難な場合は，関係機関と協議し，処理を行う。

## 5 片付けごみ・避難所ごみ・損壊家屋解体廃棄物の処理対策

発災直後から迅速に対応するため，平常時の取組事項を下記に示す。

- 集積所の検討
  - 短期的に市立公園・児童遊園等を利用し，市民自ら設置，管理及び持ち込みを行う場の検討
- 一次仮置場の検討
  - 再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地，積替えによる災害廃棄物の輸送効率の向上の場の検討
- ふじみ衛生組合・東京たま広域資源循環組合の災害時におけるごみの受入条件の確認
- ふじみ衛生組合と災害時における雇上車両の配車訓練の実施
- 緊急通行車両の届出済証の準備
- 処理施設が被災した場合の対策
- 災害時における廃棄物処理施設の特例対応の準備・確認
  - ・市町村が設置する一般廃棄物処理施設の設置に係る特例（廃棄物処理法第9条の3の2）
  - ・市町村以外のものが設置する一般廃棄物処理施設の設置の特例（廃棄物処理法第9条の3の3）

- ・産業廃棄物処理施設の一般廃棄物処理に係る特例  
(廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 第 2 項)

## 6 し尿の処理対策

### (1) 平常時の取組

災害で上下水道が損傷を受けた場合、上下水道の復旧（特に下水道の復旧）には時間を要することが考えられる。このため避難所生活者のほか、自宅避難者も利用できるトイレの整備が必要となることから、本市では下記の取り組みを行う。

- 携帯トイレ，簡易トイレ及び組立てトイレ(マンホール用)など多様な災害用トイレの確保
- 多目的トイレの確保や設置場所の選定
- し尿収集車による収集を要しない災害用トイレの確保
- 消臭剤，脱臭剤等の備蓄
- 市民や事業所に対して簡易トイレの備蓄について啓発
- 都等からの仮設トイレ等の調達体制の整備
- 都下水道局流域下水道本部による収集搬送態勢の整備，都が実施するし尿の搬入・受入訓練の参加

し尿投入先を表 2-6，現況の本市のトイレの備蓄状況を表 2-7 に示す。

表 2-6 し尿投入先

施設名	所在地	運営主体
調布市 し尿等下水道投入施設	調布市野水 2 丁目 1 番地 1	調布市
北多摩一号水再生センター	東京都府中市小柳町 6 丁目 6 番地 6	東京都

出典：調布市一般廃棄物処理実施計画（令和 5 年）

表 2-7 備蓄トイレ一覧

種類	備蓄数
マンホールトイレ	107 基
便槽付き組み立てトイレ	149 基
携帯トイレ	26,600 個

出典「調布市地域防災計画」(令和3年)から抜粋

## (2) 人材・資機材の確保

災害用トイレのし尿は、開設後翌日から回収が必要となるため、必要な車両の種類と台数と手配先を具体的に検討する。

## 7 処理困難物対策

処理困難物等は、市民に対し排出方法や処理方針を示し、環境汚染や事故が起こらないよう対応する。

本市が処理を行う場合の主な処理困難物の処理先や処理の留意点については「処理困難物の対応」(資料編 p. 10) に示す。

## 8 仮置場候補地の選定

### (1) 仮置場の種類と機能

本計画で想定している仮置場の種類と機能の概要を、表 2-8 に示す。  
なお、二次仮置場の設置は都と検討及び調整を行う。



表 2-8 仮置場の種類と機能

仮置場の分類	使用目的
集積所	市民が片付けごみを排出するため、被災現場やその近傍の市立公園・児童遊園等に短期間設置するもの。市民により分別や飛散防止措置等の管理がなされる。
一次仮置場	災害廃棄物を市民が自ら持ち込み、又は本市が集積所から回収・集積した廃棄物の選別処理を行うための大規模な仮置場として設置する。設置場所は搬出入、長時間の仮置き、騒音や臭気等を考慮して選定する。処理施設又は二次仮置場に搬出するまでの間の保管に使用する。
二次仮置場	一次仮置場の災害廃棄物や、損壊家屋の解体廃棄物を集積し、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として設置する。 また、仮設処理施設として、廃木材・コンクリートがらを可能な限り再利用するため分別し、簡易粉碎機等を導入し、減容する。

## (2) 仮置場候補地の選定

災害の規模や種別に合わせて速やかに仮置場の設置が行えるよう、仮置場候補地として活用可能な場所の調査、協議を行い、利用の可否を判断する。候補地選定は、市有地の公園や運動広場等を基本に行うが、必要面積の確保が困難な場合等において、やむを得ず民有地、都有地、国有地を借地する場合も想定されるため、賃借契約や返還等の規定について検討する。併せて、迅速な処理終結のために、返却ルールを検討する。

## (3) 搬入出ルートの検討

仮置場へのアクセス・搬入路については、10 tトラックなどの大型車などがアクセスできるコンクリート・アスファルト・砂利舗装された道路（幅6 m程度）を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。仮置場の地盤について、特に土の上に集積する場合は、散水に伴う建設機械の作業性の確保や土壌汚染防止のため、仮設用道路等に使うアスファルト舗装や敷鉄板等により手当とする。

#### (4) 必要面積の算定

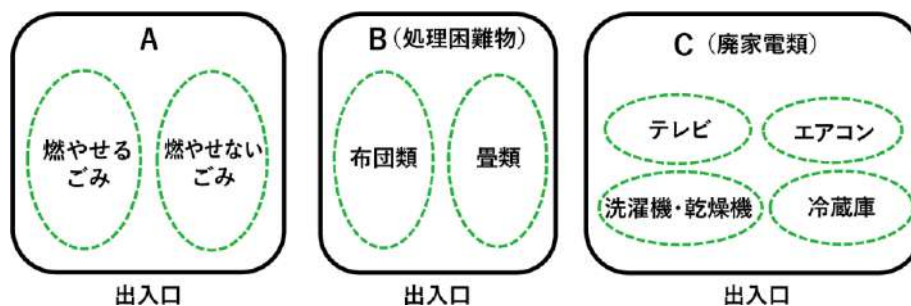
災害時は、「仮置場必要面積の推計方法」（資料編 p. 6）を参考に仮置場必要面積の算定を進めるとともに、被災状況の調査等に基づく候補地から、災害対策本部等と調整のうえ、集積所、一次仮置場を設置する。

なお、実際に災害廃棄物の処理を行う場合には、災害の種類、損壊家屋解体现場からの搬入及び処理施設への搬出状況、災害廃棄物処理全体の進捗によって、必要面積の見直しを行う。

#### (5) レイアウトのイメージ

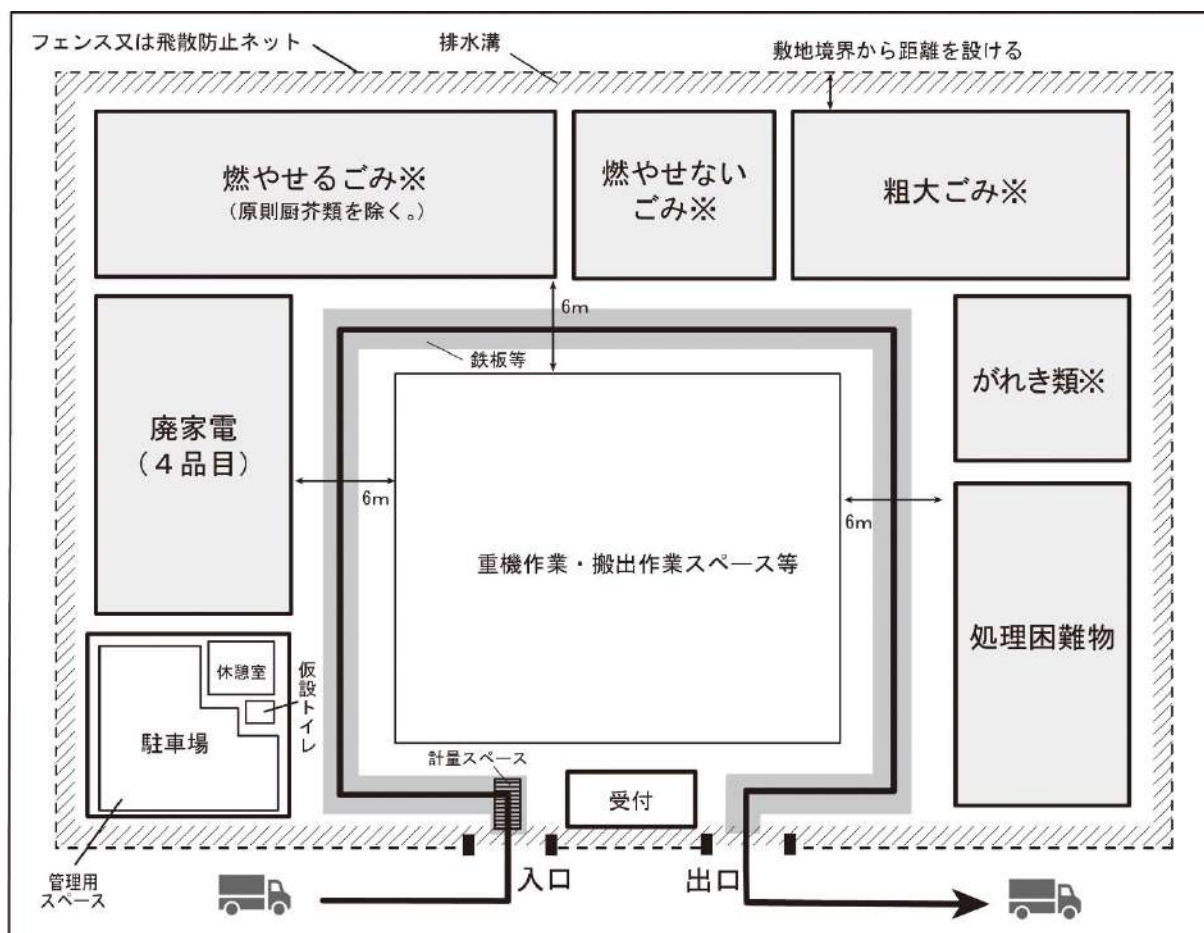
市内の集積所の規模を考慮すると、1つの集積所内に多種類の分別区分を設けることが困難な場合が想定されることから、複数の集積所で災害廃棄物の種類を区分することも検討する。市民に対しては、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「処理困難物」、「廃家電類」のように、平常時の区分に応じたわかりやすい分別項目名で周知する。規模の小さな集積所においては、分別搬入されたものを速やかに搬出していくことにより、災害廃棄物の処理を迅速に行うよう努める。集積所のレイアウト例を図 2-3 に示す。

図 2-3 集積所のレイアウト例



一次仮置場内は、搬入車両が一方通行で完結するレイアウトとし、重機による分別作業や搬出作業のためのスペースを設け、廃棄物の積み上げ高さは5 m以下となるように注意する。一次仮置場のレイアウト例を図 2-4 に示す。

図 2-4 一次仮置場のレイアウト例



※処理・処分先の受入基準に合わせて。適宜より詳細な選別を行う。

出典「災害廃棄物対策指針技術資料」(平成31年4月 環境省)を一部編集

## 9 市民・ボランティアへの広報・啓発

### (1) 啓発・周知

災害時における廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、平常時において排出者がルールを厳守することはもちろん、発災直後の混乱状態においても、災害廃棄物等の不法投棄を防止し、分別を徹底する等、市民の理解と協力が必要である。

そのため本市は、災害廃棄物の分別の重要性やその方法、仮置場の設置の考え方等について、市報やホームページ、災害廃棄物ハンドブック等において啓発・周知を行う。また、情報入手場所等について事前に案内を行う。事前広報の主な内容を表 2-9 に示す。

表 2-9 災害廃棄物処理に関連して行う事前広報の主な内容

発信する情報の種類等		啓発・周知すべき主な内容
全般	災害時の情報入手場所 災害時の問合せ窓口 情報伝達方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の情報入手場所等の事前案内（ホームページの掲載先など）</li> <li>・災害時の問合せ窓口や情報伝達方法・ルート等</li> </ul>
	災害廃棄物の 分別徹底の重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別の重要性とその概要（分別を適正に行わないと早期の復旧・復興の妨げとなる。）</li> </ul>
片付けごみ・避難所ごみ	災害時の分別・排出 ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の分別・排出ルール，通常とは異なる注意点（腐敗性廃棄物の優先排出等）</li> <li>・集積所・一次仮置場設置の考え方（開設方法，利用方法，環境保全対策等）</li> <li>・避難所での分別方法（感染性廃棄物の注意も含む。）</li> </ul>
	不適正な処理の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄，便乗ごみ（被災に関係ない粗大ごみ，事業系ごみ等）の排出，野焼き等の禁止</li> </ul>
	災害廃棄物の発生量を 少なくするための対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後に片付けごみ（使用不能で廃棄する家具等）をなるべく出さずに済むよう家具転倒防止対策等の実践の呼びかけ</li> <li>・使用予定がないまま保管している家具等の不用品があれば，事前の処分や資源化をしておく等の対策</li> <li>・水害時には小型家電等を強固な高い場所で保管（戸建ての場合は2階以上）</li> </ul>
し尿	家庭における備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易（携帯）トイレ等の家庭での備蓄</li> </ul>
	仮設トイレ等に関する 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレ，マンホールトイレ等，断水時に使用できるトイレ設置に関し，防災訓練等の機会を含めた事前周知</li> </ul>
損壊家屋の 解体廃棄物	仮置場の設置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場の設置の考え方（開設方法，利用方法，環境保全対策等）</li> </ul>
	損壊家屋の解体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損壊家屋の解体・撤去に関する手続き方法等</li> </ul>

## (2) 発災時用広報の準備

発災時用の広報の雛形等の準備や広報手段、伝達主体の検討をあらかじめ行い、初動期の混乱を防ぐように努める。

### < 広報における記載事項等の整理 >

発災時に市民・ボランティアに必要な情報の伝達が迅速にできるように、あらかじめ地域特性に応じた広報の雛形を整理する。また、水害等の予見できる災害の場合は、発災前から事前・準備広報を実施できるように準備を進める。

※片付けごみの出し方チラシの作成ポイントについては、資料編 P. 15～16 を参照

### < 災害時の主な広報の手段及びルートの整理 >

災害時に情報伝達の漏れをなくし、迅速な情報共有を行うために、平常時から広報の伝達手段及びルートを整理する。

※広報の手段及びルートについては、資料編 P. 18 を参照

## 10 研修・訓練

発災後に迅速かつ適切に災害廃棄物処理を実施するため、災害廃棄物処理に関する研修・訓練を実施する。

なお、研修・訓練は、その実施を通じて参加者の災害対応力を上げるだけでなく、実施後に本処理計画や初動対応マニュアルなどを検証し、必要に応じてそれらを見直す取り組みが重要である。

研修・訓練は継続的に実施し、本市の災害対応力の向上を図っていく。

### < 研修・訓練の方法（例） >

- セミナー，講演会，意見交換会，実地訓練
- 現地への視察
- 情報収集訓練